

○財務省告示第二百八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十四年五月十七日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年六月七日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第五

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びそ 会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

利回りを競争に付して行われる

入札（以下「利回り競争入札」と

いう。）による発行（以下「利

回り競争入札発行」という。）及

び利回り競争入札の募入の決定

をした後に行われる入札であつ

て、財務大臣が各国債市場特別

参加者ごとに応募限度額を定め

るものによる発行（以下「国債

市場特別参加者・第II非価格競

争入札発行」という。）

四 発行方法

五 募入決定の  
方法





十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額  
十七 償還金額  
十八 元利支  
十九 払場所  
二十 入札参加者  
二十一 払込期日

控除することができる。

平成二十四年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 20}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十四年三月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者

平成二十四年五月十七日